

日本の総合安全保障政策と「日韓安保経協」 ——安全保障と経済協力の連携——

尹 離娜

はじめに

1981年10月1日国会衆議院本会議で、鈴木善幸首相は、「韓国の政治的、経済的、社会的な安定は、朝鮮半島の平和と安定に不可欠であり、朝鮮半島の平和と安定は、わが国の平和と安全に深いかわりがあります。この意味で、対韓経済協力はわが国の総合安全保障に資するものであります¹」と発言した。

ここでの対韓経済協力は、1981年4月韓国の盧信永^{ノシジョン}外務長官が須之部量三在韓日本大使に総額100億ドルの資金協力を要請したことから始まり、1983年1月中曽根康弘首相の訪韓時に40億ドルで交渉が決着する、いわゆる「日韓安保経協」を指す。莫大な金額に加え、提案の背景に日本が韓国の国防費を分担するような安保的性格を持っていたため、その要請を受けた日本政府は相当困惑した²。

にもかかわらず、日本政府はその提案に応じ、約2年間にわたる交渉を経て、韓国への経済協力を行うことを決定する。そのため、当時日本がなぜこのような決定をしたのかという問いは、「日韓安保経協」の成立要因を分析した今までの研究において一つの重要な課題になっている。

本稿では、その問いに対して、同時期に日本政府内で活発に議論された「総合安全保障論」の展開と関係しているのではないかという仮説を設定している。1970年代に起きたオイル・ショック、米ソ冷戦構造の変化を経験した日本政府は、大平正芳首相の時期に、外交、安保、対外経済政策、科学技術など多岐にわたる分野において研究グループを発足させ、内閣の政策形成のために活用した。安全保障については、軍事力のみならず、資源・エネルギー、食糧など非軍事的な領域も重視し、総合的に国家の安全保障を達成するとした「総合安全保障」という言葉で新たな概念が形作られた。

「日韓安保経協」は、まさにこのような概念が政策として機能した鈴木内閣、中曽根内閣と重なっている。すなわち、この時期には、①「安保絡みの経済協力」を韓国政府が公式的に要求し、日韓協力の領域が経済から安全保障の領域に拡大しようとしたベクトル、②日本政府が、軍事的な領域に限定された従来の安全保障の概念を経済領域まで拡大しようとしたベクトルが

交差していたという仮説を立てることが可能であろう。

李庭植 (1985)³ と 薦田 (2013)⁴ は、先の鈴木首相の発言以降、それまで膠着していた経済協力問題の交渉が進展し始めたと共に指摘している。この点に注目すると、「日韓安保経協」が成立した原因を解明するためには、日本の総合安全保障政策の分析が先行されるべきであると考えられる。ただし、多くの先行研究では、総合安全保障が、対韓経済協力という政策決定過程においてどのように影響したのかという関連性については、綿密な分析が殆ど行われていない。

「日韓安保経協」を分析した先行研究は、主に日韓もしくは日米韓関係の脈絡⁵、日本政府の対外援助の脈絡⁶から説明されてきたが、本稿は、このような見解を踏まえ、総合安全保障論という日本内部の政策的な背景に注目し、新しい観点を加えた事例分析を試みている。したがって、本稿は、日本における「総合安全保障論」の構想及びその政策化過程の分析を通じて、安全保障と経済協力の関係を明らかにし、日本政府が、韓国の経済協力要求に応じた政策的背景を解明することを目的とする。

一、総合安全保障構想とその政策化

1. 日本を取り巻く 1970 年代の国際情勢

1970 年代に入ると、日本は、二つの大きな国際環境の変化を迎えることになる。経済的には、二度にわたるオイル・ショックを経験し、政治・軍事的には、世界的な緊張緩和ムードが終わり、再び米ソが対立するという変化に直面した。

当時、世界のエネルギー環境は、化石燃料の増産限界が直ぐに到来すると言われていた。代替エネルギーの本格的な利用はまだ期待されない中、1973 年に第 4 次中東戦争と絡んで OPEC の原油値上げ及び減産の結果、第 1 次オイル・ショックがもたらされ、石油が政治的な武器になり得ることが世界に認識された。続いて、78 年 12 月の OPEC 総会における石油価格の値上げ、イランの石油減産及び輸出禁止措置によって、第 2 次オイル・ショックが発生した。

かかる状況下、日本のエネルギー事情は、石油に対する依存度が高く、その殆どを輸入に依存するという脆弱性を抱えていた。そのため日本では、持続的な成長のためのエネルギーの確保の困難さ、国外の事情によって国内経済が大きく左右されることに対する憂慮が拡散した⁷。オイル・ショックによって気づかされた資源・エネルギー安定供給への危機感は、持続的な成長のための資源を如何に確保し、安定的な経済活動を営むかという「経済的安全保障」の議論に発展した。

「経済的安全保障」という言葉が登場したのは、1970 年代米国からであるが⁸、日本において

は、1960年代から軍事力を最小限にとどめ、非軍事的な手段を最大限にしようとした考え方が、政界や学界の間で繰り返し論争されていた⁹。それに加えて、①軍国主義への反動に起因する軍事政策的論議のタブー化、②日米安全保障条約を通じた軍事的安全保障の確保、③食料・エネルギー、資源の対外依存度の高さなどの理由から、経済的安全保障の議論が活発に展開された¹⁰。

このような日本における安全保障論の変化は、権力政治体系における安全保障と、相互依存状況における安全保障を合わせて考えるという意味の「総合安全保障論」に発展し¹¹、政界、財界、学界やシンクタンクを問わず、総合安全保障論が盛んに提唱されるようになった¹²。

一方、政治・軍事情勢をみると、世界は、米国の経済的・軍事的な面における明白な優越が終了し、米ソがほぼ均等な水準のパワーバランスを整えた状況にあった¹³。米国は、ベトナム戦費への負担が大きく、実質国防費が停滞の傾向にある半面、ソ連は、西側を上回るペースで軍備増強を進めていた¹⁴。こうした事実は、ニクソン・ドクトリンに現れたように、米国がその同盟国・友好国に対してかつてほどの軍事的安全保障をコミットしないという結果に結びつき、日本は自助の努力について真剣に考えなければならない状況に置かれた¹⁵。

ソ連との対立における米国の明白な優越の終了は、米国が、中ソ対立を利用して、ソ連の力の増強に対処しようとする対中政策の変更として表れ、1972年ニクソン大統領が訪中し、敵対関係にあった米中が和解するという上海コミュニケが発表された。このような和解ムードは、急速に世界的に広まり、デタントの時代を迎えた。しかし、79年のイランアメリカ大使館人質事件、ソ連のアフガニスタン侵攻などを受け、米議会ではデタント懐疑論が強まり、国防予算の増額の動きがみられた。結局、ソ連の軍事力増強が過大であると判断した米国は、再び対外積極的な姿勢に転じた。米国のみならず、西側諸国はそれぞれの軍事予算を増額し、日本に対しても応分の努力を求める声が強くなった¹⁶。特に日本は、戦後の国際経済秩序の恩恵を受け、自由世界の第二位の経済大国として、積極的な役割を果たすことが期待された。

したがって日本では、政治・軍事的には、米国との関係を支柱としながら、ソ連、中国との関係を如何にバランスさせるか、経済的には、資源・エネルギーの安定供給を達成し、如何に自国の経済安全保障を確保するかという課題に対して、総合的な視点での戦略を立案する必要が出てきたのである。

2. 総合安全保障の構想

1978年12月内閣総理大臣に就任した大平は、歴代の内閣にない試みを行った。学者、産業人、専門家に行政官を加えた「政策研究会」を発足させたのである¹⁷。分野ごとに9つの研究グループが作られ、なかでも「総合安全保障研究グループ」は、政治・軍事、経済などのあら

ゆる分野において、国の安全保障を如何に確保するかに関する政策提言を行った。すなわち、総合的な視点から安全保障問題をとらえるべきだという議論が政府主導で行われることになったのである。

1979年4月2日、総合安全保障研究グループが正式に発足し、猪木正道平和・安全保障研究所理事長が研究グループの議長を務め、高坂正堯京都大学教授、佐藤誠三郎東京大学教授などの知識人と、政府内の実務家、ビジネス界従事者など25人がメンバーとして参加した。研究グループは、約1年間にわたる討議を経て、総合安全保障をめぐる諸問題についてまとめた報告書を総理大臣宛に提出した¹⁸。

報告書は、安全保障問題は、国民生活を脅威から守るための多様なレベルの努力から構成され、安全保障の対象領域と手段の多様性という意味でも総合的な性格を持っていると定義している。具体的には、1973年と78年のオイル・ショックによって、経済問題が国民生活を脅かし得ることが示され、従来の軍事的脅威への対処に留まっていた安全保障の対象領域が増大し、安全保障が用いる手段に関しても、平和外交や経済協力などで紛争の原因を除去するという非軍事的な手段も重要であるということであった¹⁹。とりわけ経済協力は、日本が他国との友好関係を構築する上で、中心的な方策であり、唯一の積極的な手段であると強調している²⁰。したがって、日本は、経済力を基礎に政治的に貢献する能力があり、従来通りの「経済大国＝政治小国」という図式から脱し、その政治的意思、政治姿勢を示すことが必要であるとし、「経済力の政治的な利用」に賛成する姿勢を示した²¹。

ただし、報告書が非軍事的な側面の経済力のみを強調したわけではない。例えば、防衛費をGNP比1.0～1.1%水準に上げ、自衛力強化を通じて自衛隊がかなりの「拒否力」を具備するように提言しており²²、軍事力を重視する視点も併せ持っていた。報告書を取りまとめた高坂によると、この「拒否力」とは、相手方からの侵略を拒否する力(denial capability)を意味しており、相手方に報復・粉砕する力(retaliatory capability)とは区別される²³。報告書では、日本の防衛政策は、核抑止力については米国に依存し、小規模・限定的な侵攻については、自衛隊の拒否力でもって抵抗してきたが、この拒否力が十分な水準に達しておらず、さらに強化する必要があると提言している²⁴。これは、軍事力が国家の安全保障を達成する重要な手段であることには変わらないという考え方が表れたものであり、構想段階における総合安全保障は、軍事的な安全保障と非軍事的な安全保障が、コインの両面のように一体を成すものであったと言える。

いずれにしても、「経済力の政治的な利用」に賛成する考え方は、この時期の『外交青書』にも反映され、1980年版の『外交青書』には、政府開発援助を安全保障の一環として位置づける記述が追加された。具体的には、経済協力の実施に際しては「外交上、政治・経済上の種々の考

慮を行っている」とし、「広い意味での安全保障を確保するとの見地から、現下の国際情勢を踏まえつつわが国独自の立場で援助の強化を図る²⁵」としており、経済協力の政治的利用を外交政策として容認する記述がみられる。また、この「広い意味での安全保障」という言葉は、1981年版から「総合安全保障」という言葉に代替され、経済協力の実施に「外交上、政治・経済上の種々の考慮を行う」という記述は1984年版まで継続する。

上述のように、「経済力の政治的利用」を国家の総合的な安全保障を実現するための手段として捉えた考え方、及び外交青書における経済援助の基調から鑑みると、対韓経済支援問題においても、安全保障を背景に政治的決断を求めた韓国の要請に応えられる余地があったと言えるだろう。

3. 総合安全保障の政策化

大平首相が心筋梗塞で現職のまま他界し、1981年7月17日、鈴木善幸がその後を継いで、内閣総理大臣に就任した。鈴木首相は、「国の安全保障は国防、狭い意味での防衛力の整備だけでは確保できない」、「資源エネルギー・食糧問題も安全保障の大きな要素である。現在の国防会議より、もっと広い視野からみた総合的な安全保障体制を確立する必要がある、総合安全保障会議を設置したい²⁶」と明らかにし、就任してすぐに総合安全保障政策の具体化に乗り出した。

以降、総合安全保障体制の確立のための準備が政府内で進められ、12月2日閣議決定で「総合安全保障関係閣僚会議」が設置されることで決着が付けられた。しかし、この結果は、総合安全保障研究グループの当初の意図からは少し離れた内容になっていた。研究グループの報告書では、既存の形式化している「国防会議」を「国家総合安全保障会議」に代置することを提案していた²⁷。

また、研究グループは、新しい機構は、最終的な意思決定の主体となり、国防会議より上位概念に位置することを想定した。これをイメージ化すると、〈図1〉の〈第1案〉のように、国防会議は、総合安全保障会議の防衛部に改組・編入されることになる。ただ、研究グループは、新組織の設立は、現実的にすぐには実現できない事情を考慮し、暫定的な措置として総理大臣の諮問機関のようなものを設置する〈第2案〉も提案した。

この提言に対して、鈴木首相は、総合的な安全保障体制の必要性には同意しながらも、会議の構想及び実施には時間がかかり、国防会議もそれなりの役割を果たしている、さらに大事なことは行政がバラバラになってはならないと、懐疑的な意思を示した²⁸。いずれにせよ、国の安全保障に関して総合的に統制・調整する機能を持つ何らかの機構の設立が必要であることに異見はなかったため、新組織の設立に向けた検討が進められた。

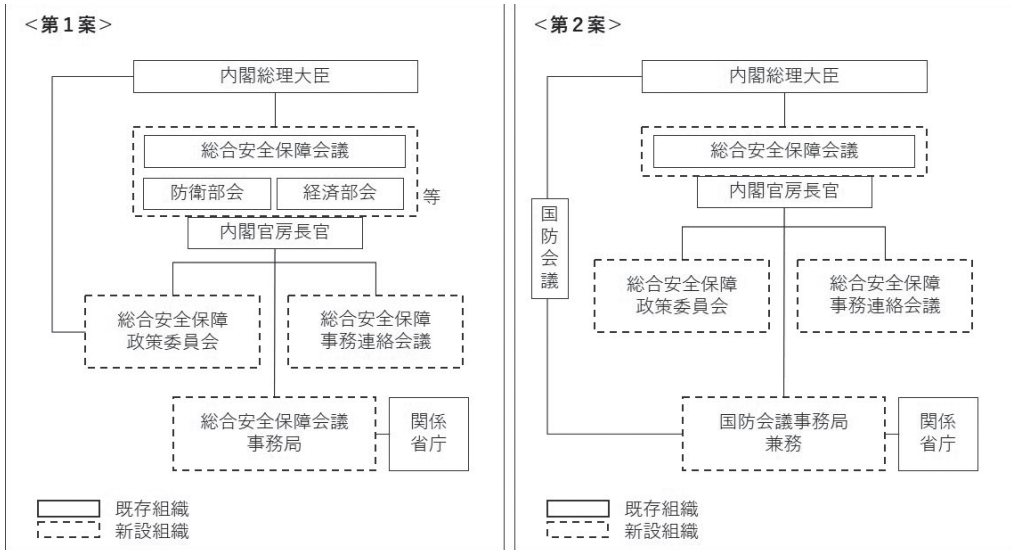


図1 総合安全保障研究グループによる総合安全保障体制

〔総合安全保障関係閣僚会議³⁹⁾を参考に作成

内閣審議室は、まずは〈第1案〉を念頭にペーパーを作成し、各省庁と共有した。そのペーパーでは、総合安全保障を「①国際的要因に起因し、②わが国の存立基盤に重大な影響を与え、あるいは与える恐れのある脅威に対して、③その発生を未然に防止、あるいは現に発生した場合にこれを適切に対処することにより、④わが国の国家としての存立を維持すること」と定義した。さらに、総合安全保障への脅威に対してとられるべき措置は「①危機予防（平時）、②危機準備（事前準備）、③危機対応又は危機管理（安全保障が現実には損なわれた場合の対処）」というように、幅広い領域にまたがっていた³⁰⁾。しかし、外務省から、新組織が「ほとんどの外交の全てをカバーすることになり、外務省の権限との抵触が大きな問題となる」という不満が噴出した³¹⁾。結局、内閣審議室も「本件ペーパーはその設置が各省庁の権限を侵すことなく出来るだけ無難なものとし、最後は『関係閣僚会議』の設置といったところで収めたい³²⁾」という方向に流れた。

結局、あくまでも暫定的措置であった〈第2案〉が、最終案として決定された。〈第1案〉の場合、十分に時間をかけた国民的合意の調達、国会による法改正を伴うため、鈴木首相は負担を感じたかもしれない。さらに、総合安全保障論の台頭によって各省がイニシアティブを取り合うために競争する状況で、省庁間の協力が期待できないという恐れもあった。結果的に、国防会議は、依然として法律に定められた国防に関する重要事項を審議する機関として存続され、

新組織は、国家安全保障政策の立案・調整・統合あるいは実施を指揮する機関としての機能は持たなかった³³。

大平内閣下で構想された総合安全保障は、軍事的安全保障より上位の概念であり、非軍事的な面での安全保障は、軍事的な面と共に総合安全保障を支える二つの柱であった。すなわち、軍事的安全保障と非軍事的な安全保障は、総合安全保障という枠組みの中で、補完し合う関係にあったと言える。これに対して、鈴木内閣下での総合安全保障は、政策化する過程において、軍事的安全保障は総合安全保障から分離された。換言すれば、総合安全保障の非軍事的な側面のみが浮き彫りになり、非軍事的な安全保障が軍事的な安全保障を代替するものとして政策が形成された。

研究グループのメンバーであった高坂は、軍事力の問題を無視する政府と鈴木首相の姿勢を批判した。高坂は、軍備の軽視は、平和外交や経済外交などの非軍事的手段の効用を過大評価することにつながると指摘し、非軍事的な手段が軍事力に完全に「代替」するものではないと批判した³⁴。

こうした総合安全保障の範疇の縮小は、鈴木内閣における韓国との交渉前半に反映され、日本側は、安全保障と経済協力を連携させる韓国側の表現に柔軟に対応できなかった。安全保障は、多様なレベルで構成され、安全保障の対象領域及び手段も多様であるという最初の構想とは異なり、政策として現れた総合安全保障は、その包括的な特性が考慮されていなかったと言える。

二、「日韓安保経協」交渉の開始

1. 韓国の安保経済協力の要請

1980年12月に「総合安全保障関係閣僚会議」が設置され、総合安全保障が制度化されてから約5カ月が経った1981年4月、韓国から安全保障を背景にした経済支援を要請してきた。

当時の韓国の情勢を見ると、1979年10月朴正熙大統領が暗殺されて以降、全斗煥国軍保安司令官を中心とした新軍部勢力が実権を握っていた。全斗煥は、1980年8月27日、統一主体国民会議による大統領選挙に単独立候補し、賛成100%で第11代大統領に就任した。主要閣僚も全斗煥の側近人物に交代された。日本にとってみれば、15年間にわたって政治・経済的に密接な関係を続けてきた朴正熙政権が突然終了し、政治、経済、外交の経験が全くない軍出身の全斗煥が率いる新政権と対面することになったのである。

1981年3月、全斗煥は新憲法に基づいて第12代大統領として就任した。3月3日全斗煥大統領の就任式典が開かれ、日本からは、伊東正義外相が政府代表として訪韓した。伊東外相は、

式典に参加する前に申乗鉉^{シンビョンヒョン}副総理兼経済企画院長官と会談したが、その場で申副総理は、「国防費負担が高く、25億ドルしか経済開発に使えないことは韓国経済にとりいた手」であると発言³⁵し、韓国経済の厳しい現実を伝えた。続いて行われた南^{ナム}惠^{ドク}祐^グ国務総理との会談では、①朝鮮半島における韓国の果たす役割につき、日本との認識を共通のものにしたい、②日韓間の貿易赤字は累積190億ドルに上っているが、日本からの資本投下がその5分の1にしかない、また、③軍事的協力ができないことはわかっているが、経済、文化の面で協力していただきたいとの要請があった³⁶。全大統領を表敬訪問した場においても、同じことが繰り返された。全大統領は、北朝鮮の脅威に対する認識を一致させてほしいと要望し、日本の繁栄は韓国の防衛力のおかげであるということ強調した上で、日本からも経済援助でもって協力してほしいと要請した³⁷。この時の全大統領及び閣僚から出た発言は、韓国側が公式に安保絡みの経済協力の必要性に言及し、日本側に明確なメッセージを伝えたものであった。

北東アジア地域において韓国が日本の安全保障に寄与しているという韓国側の考え方は、4月23日、盧信永外相と須之部在韓日本大使の会談において、100億ドルという数値として現れた。須之部大使は、その内容を以下の通り東京本省に伝えている。

韓国は、自由陣営の要として、実に、国家予算の三十五パーセントを、国防予算に費やしている。これは、韓国のためばかりでなく、自由陣営の国々、なかんずく、日本のためにもなっている。韓国は、今、朴（正熙）大統領亡き後、大きな転換期にあって、種々の困難に直面している。ついては、この際、豊かな隣国であり、歴史的にも深いつながりのある日本から、思い切った、防衛、経済協力をお願いしたい。具体的には、現行の日本の対韓国協力の額を一〇倍に増やし、年間約二〇億ドル、それを向こう五年間、合計一〇〇億ドルの資金を韓国へ提供願いたい。本来であれば、この数字の根拠や必要性について説明したうえで要請すべきかもしれないが、ここは、日本として、政治的、高次元の判断に立って、まずは、こうした資金の提供とその大枠について原則的に同意していただきたい³⁸。

電報を確認した外務省の木内昭胤アジア局長は、高島益郎外務事務次官にその内容を報告した。高島次官は、4月25日、崔慶祿^{チェギョンノク}駐日韓国大使を招致し、韓国からの要請は、全く予想外のことであり、具体的な根拠と計画がないまま要請され、日本としては相当困惑していると話した³⁹。韓国側からの経済協力要請が、日本にとって如何に受け入れ難いものであったのかがよく伺える。以降、日本側は、韓国側の真意を探るため、在韓日本大使館を通じた情報収集に注力することになる。

2. 「日韓安保経協」交渉への米国の関与

韓国の真意を探ることに余念がなかった日本側は、「日韓安保経協」問題における米国の関与の有無に関する情報収集にも意を用いた。韓国側が、安保的経済協力において、米国が後ろ盾をしているような態度を暗示したためである。例えば、3月3日、南総理は、伊藤外相との会談において、「米国は、GNPの6%、予算の37%を国防費に費やしている韓国の立場に対する理解もあり、かつ共通の利益の立場から韓国を助けてやるべきであるとの認識がある⁴⁰」と言及した。

実際、全斗煥大統領は、訪米期間中の1981年2月2日、ロナルド・レーガン大統領との首脳会談で「韓国と米国が、共産陣営に対する防波堤として前方で戦うことで日本の繁栄が可能であっただけに、日本としては2カ師団を韓国に駐屯させるために必要な費用に該当する分を防衛費形態ではなく、経済協力方式で韓国に支援する義務がある」とし、この点について米国も日本を説得してほしいと要請したが、レーガン大統領から「異見無し (no disagreement)」という回答を得ていた⁴¹。

5月に訪米を予定していた鈴木首相は、日米首脳会談で米韓連携の真相を確認する必要があった。4月23日、第4回総合安全保障関係閣僚会議が開催され、会議では、世界の平和と安全のため、日本として軍事面で貢献できることは少なく、経済大国の立場を踏まえて応分の寄与をしていくという基本方針が定められた。なお、西側の一員として、経済・技術協力、外交努力を中心に、日本ができる領域での「役割分担」を明確にすることを鈴木訪米の基調にするという考えが示された⁴²。

このように政府の方針が固まり、5月1日、鈴木首相は、改めて日米首脳会談に臨む基本態度について語った。鈴木首相は、レーガン大統領との会談で、「軍事面では日本は自らを守ることはできない」という点を強調すると明言し、経済協力の充実などと合わせて、総合安全保障の一環として防衛力整備を進めていくと発言した。さらに経済協力は、「苦しんでいる国に新身の協力を与えていくことで、自由陣営の兄弟国を増やす道」とあり、援助の基準を「親米か、どうか」に置こうとしているレーガン政権の考え方は賛同し難いとの姿勢を示した⁴³。

5月7日、第1回目の日米首脳会談が開かれた。韓国に関しては、レーガン大統領から米国のアジア政策の基本を説明する中で、韓国への支援を続け同盟関係を維持するとの言及があった。これを受けて、鈴木首相は、米国の対韓支援姿勢、在韓米軍の駐留継続方針を「朝鮮半島の平和と安定に貢献するもの」として、高く評価した。なお、日本としても軍事面を除く経済や技術の対韓協力に一層努力する方針である⁴⁴と述べた。

翌日開かれた第2回会談で、狭義の経済領域における援助を通じて世界平和に貢献するとい

うことに日本の役割を限定しようとした鈴木首相に対し、レーガン大統領は、「ソ連の侵略を抑止する見地より最も効果の大きい国々」に経済支援を振り向けるように釘を刺した⁴⁵。米国は、日本の総合安全保障構想に対して、総合安保には自衛力の増強が含まれていることを忘れてはならず、経済協力が防衛力整備の「代用」になるわけではないという認識をしていた⁴⁶。

首脳会談の時点において、レーガン大統領が言う「ソ連の侵略を抑止する見地より最も効果の大きい国々」に韓国が含まれるかどうかは明確ではない。ただ、多少の時差はあるが、同年9月に開かれた第5次日米関係民間会議（下田会議）に参加するため訪日した米国マイケル・アマコスト国務次官補代理が、「韓国は、西側陣営にとって戦略的に重要な地域であり、米国は韓国の安保を重視している」と発言⁴⁷したことに鑑みると、レーガン大統領の話した「国々」には韓国も含まれている可能性が高い。さらに、日米首脳会談を終えた鈴木首相が、「韓国の全斗煥大統領と、できるだけ早い機会に首脳会談を行い基本的政策についてはっきりした認識の一致をはかりたい⁴⁸」と述べたことは、レーガン大統領との会談を通じて、韓国が要請した「安保経協」の背後にある米国の存在を実感し、それに応じる形の答えを出したものと考えられる。

米国側は、6月に開催された第13回日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）において、「韓国への経済援助、韓国防衛に従事する米軍部隊への基地及び物流支援をすることが日本の役割である⁴⁹」とし、ついに対韓経済支援問題を直接取り上げた。

米国の圧力に対する鈴木首相の決断は、7月20日～21日、カナダのオタワで開催された先進7ヵ国首脳会談（G7）の期間中に示された。「ソ連の軍事的増強に対して深刻な懸念を表明」し、それによって「西側諸国も強力な防衛力が必要⁵⁰」とした政治声明から分かるように、オタワ・サミットの趣旨自体が、共産陣営に対応するための安全保障問題に直結していた。すなわち、当時の国際情勢下では、日本が行う経済援助と安全保障問題の間には相互に影響し合う力学が存在したと言える。このような状況は、韓国の「安保経協」要請に対して、安全保障と経済協力を分離して対応しようとした日本政府の姿勢を堅持しづらい条件を形成した⁵¹。

21日、鈴木首相は、レーガン大統領と2人だけの会談で、「わが国としては、経済面で大変くるしい問題をかかえている韓国に対する支援を引き続き行っていく考えであり、韓国より、経済協力について大規模な要請が来ているところ、今後両国外相会談、定期閣僚会議を通じてわが国の財政事情に照らして調整を図った上で、自分が全トカン大統領と会って、わが国の対韓協力をまとめたいと考えている」と発言し、韓国の要求に応じるとの意思を示した⁵²。

要するに、韓国が安般的な理由でとてつもない金額の経済協力を要求し、その背後から韓国と認識を共有している米国の圧力が感じられる状況で、鈴木首相は、この案件が純粋な経済協力の領域を超え、「政治的判断」が必要であることに気づき、韓国との交渉を開始する意思を表

明するに至ったのである。

3. 「日韓安保経協」交渉で表れた安全保障と経済協力の連携問題

本節では、鈴木内閣で「日韓安保経協」の交渉を始めたものの、政策として成り立っている総合安全保障の中で、安全保障と経済協力を連携しなかったことが交渉にどのように影響したのかを分析する。

鈴木首相は、1981年5月29日付の国会答弁書において、日本は、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃、すなわち集団的自衛権を、国際法上「保有」するも、憲法上の制約によって「行使」することは許されないという立場を明らかにしていた⁵³。それ故に鈴木首相にとって、「防衛費の肩代わり」や「安保絡みの経済協力」という韓国側の要求は、受け入れ難いものであった。ただ、総合安全保障の包括的な特性を利用すると、韓国への経済協力が、総合的な観点から見ると日本の防衛にも役立つという解釈も不可能ではないので、柔軟性をもって対処できる可能性もあった。しかし、鈴木政権の総合安全保障政策からは、軍事的な安全保障が分離されていたため、安全保障と経済協力を連携できるという前提が最初から排除されていた。このような日本側の姿勢は、韓国との交渉に反映され、経済協力の目的をめぐって日韓の認識のズレが露呈した。

8月20日から21日にかけて日韓外相会談が東京で行われた。20日午後、1回目の会談で、盧信永外相は朝鮮半島情勢について、ソ連の脅威に言及しながら、北の軍備が強大になり、緊張が増大している中、韓国が国防予算に力を入れ軍備増強に努め、経済的にも困難な状況に置かれていること、そして日韓関係もこうした現実を踏まえて考える必要があることなど、安全保障と経済協力問題を絡める姿勢を示した。これに対して、園田直外相は「南北両朝鮮に厳しい緊張があることは知っている」、「緩和の方向に進むことを期待している」と述べるに留まり、経済協力問題については、「安保・防衛問題は経済協力和切り離して論議したい」という立場を表明した。盧外相はこれに同意せず、経済協力問題は2回目の会談に持ち越された⁵⁴。

21日2回目の会談は、経済協力問題に突っ込んだ論議が行われた。この場で、園田外相は、日本は憲法上の制約のため他国の安保と防衛のための協力は不可能であると断った上で、赤字国債に悩む日本の厳しい財政状況について説明し、従来の立場を繰り返した。ただし、新しい国造りに寄与するという観点で、できる限り誠意を持って協力したいとの旨を伝えた⁵⁵。すなわち、園田外相は、安全保障と経済協力を切り離し、協力の理由を韓国の国造りへの寄与に限定する、との基本方針を打ち出したのである。

このような日韓の立場の相違は、9月10日、11日に行われた第11回日韓定期閣僚会議にお

いても続いた。この場で、韓国側の盧外相は、朝鮮半島情勢について「北の進攻意図は依然としてあり、韓国の防衛努力がその抑止力として働いている」と主張し、これが日本を含む北東アジアの平和と安定に寄与していることを強調した。これに対して、園田外相は朝鮮半島の緊張状態が継続していることを認め、「韓国の防衛努力と駐韓米軍が半島の勢力均衡に寄与していることは十分に評価している」と述べ、これまでより一步踏み込んで韓国との認識を一致させた⁵⁶。

しかしながら、経済協力問題については、依然として日韓の認識の乖離が縮まらなかった。チェ・ヨンラク崔昌洛経済企画院次官が、朝鮮半島の安全保障を背景に、韓国の社会開発の遅れを回復するために日本側の協力が必要であるとの基本原則を述べたのに対して、園田外相は、経済協力政策は人道的立場にたっており、防衛費の肩代わりはできない、新しい国造りの協力を検討するとその従来の立場を繰り返した⁵⁷。

このように経済協力の目的として、双方は安全保障的な性格を認めるかどうかをめぐって妥協点を見つけられず、恒例となっていた共同声明の発表を見送ることになった。韓国側は、共同声明に「安全保障がらみの経済協力」を盛り込むことを主張したが、日本側は、それを受け入れられなかったためである⁵⁸。幸い、対話が中断される事態を防ぐため両者が少しずつ譲歩し、会議終了間際になって双方が合意した点のみを書く形で「共同新聞発表」がまとめられた。

共同新聞発表には、①双方が朝鮮半島の緊張状態を認め、日本側は韓国の防衛努力を高く評価する、②経済協力問題は、日本側は韓国の国造りのため、日本の経済協力の方針のもとに、できる限り協力する、③外交経路を通した話し合いを継続する、④首脳会談の開催など、8項目に関する両国の立場が含まれた⁵⁹。共同新聞発表によって、対話は継続されることにはなったが、安保絡みの経済協力をめぐる食い違いは、依然として残されたままであった。

三、「日韓安保経協」の妥結

1. 鈴木善幸内閣の対韓援助方針の変化

日韓外相会談、日韓閣僚会議において、両国は、経済協力の目的について認識の差を埋めることはできなかったが、朝鮮半島情勢認識については、日本側の変化が見られた。閣僚会議の共同新聞発表には、「朝鮮半島における平和と安定のための維持が日本を含む東アジアの平和と安定に緊要である点について認識を共にした。日本側閣僚は、現下の厳しい情勢下において韓国の防衛努力が朝鮮半島の勢力均衡に寄与していることを高く評価」するとの文言が盛り込まれた⁶⁰。

このような立場の変化は、9月2日～4日の日程で開かれた第5回日米関係民間会議（下田会

議)における鈴木首相の発言からも予測可能なものであった。この場で、鈴木首相は、「韓国の防衛努力と在韓米軍駐留が朝鮮半島の勢力均衡に寄与していることを日本として高く評価する⁶¹」と発言し、韓国の防衛努力を評価する姿勢を鮮明にした。このような認識が、閣僚会議の共同新聞発表にも反映されたのである。

外国の防衛努力を評価するという文言が外国との共同文書に挿入されたのは初めてのことであった。10月15日に開かれた参議院外務委員会では、園田外相に対し、日米関係のように安保条約を結んだわけでもないにも関わらず、日韓の間で「防衛努力という言葉がどういう形であるにしろ共同の文書で高く評価するという文言が挿入されたというのは、どういう意味か」という疑問が提起された。園田外相は、それは書いた通りの文言にすぎず、「脅威があるとか、緊張が極度であるとか」という意味を書いたわけではない」と回答した。しかしながら、どう見ても「緊張が存在している」ことが前提となっており、「朝鮮半島における勢力の均衡を保つ上で韓国の努力が寄与していることを高く評価することは、結局韓国の防衛努力が日本に裨益しているように判断されてこの文言が入ったのか」という指摘が続いた。園田外相は、そういう憂慮を打ち消すために「日本の経済協力の基本方針のもとに」という文言を入れていると回答し、基本方針というのは、軍事力の肩代わりはできない、積み上げ方式であると説明したが、「韓国の防衛努力が、日本の防衛に関して一切裨益していないと言い切れるのか」という追及に対しては即答を避けた⁶²。

韓国の防衛努力に対する日本側の認識が少しずつ変化する中、鈴木首相は、10月1日の衆議院本会議で、「韓国の政治的、経済的、社会的な安定は、朝鮮半島の平和と安定に不可欠であり、朝鮮半島の平和と安定は、わが国の平和と安全に深いかかわり」があり、その意味で「対韓経済協力はわが国の総合安全保障に資する」とし、総合安全保障と「日韓安保経協」をリンクする発言をした。同時に、これは「韓国の安全保障の一環ないし防衛費の肩代わりとしての経済協力を行うことではない」と付け加え、ここで使用した「総合安全保障」の概念は、非軍事的な側面の安全保障であることを強調した⁶³。

ただし、鈴木首相が既存の立場を踏襲しながらも、安全保障を背景とした韓国への経済協力を、総合安全保障の枠組みの中にも含めるという立場を明確にしたことは注目に値する。鈴木首相が総合安全保障と「日韓安保経協」をリンクさせたことは、総合安全保障をより柔軟性を持って解釈できるようにし、韓国との交渉において、水と油のように相容れなかった経済協力と安全保障の境界を曖昧にした。これは、非軍事的な面における安全保障のみを総合安全保障の領域として限定していた既存の立場から一歩進展したものであった。

10月19日、第5回総合安全保障関係閣僚会議が開かれた。園田外相は、朝鮮半島情勢の情

勢認識について、「日本側は、現下の厳しい情勢下において、韓国の防衛努力が朝鮮半島の勢力均衡に寄与していることを高く評価」し、経済協力問題については、「我が国の経済協力の基本方針の下に、韓国側の要請に対してできる限りの協力を行っていききたい」、「話し合いを通じ、対韓経済協力の具体的態様及び規模を逐次固めていききたい」としながら、意欲を示した⁶⁴。

韓国側も柔軟な態度に転じた。韓国では「経済的側面から西側陣営の一員としての役割を果たす」とした鈴木首相の総合安全保障政策は、なぜ韓国に対しては適用されないのかという不満が提起されていた。そのため、鈴木首相の総合安全保障と経済協力の連携発言は、韓国側の主張を支える意味合いを持っていた⁶⁵。韓国側は、安全保障と経済協力の分離という日本の原則のままでは絶対交渉に応じないという強固な立場を変えて、安全保障と経済協力を分離しても交渉には応じられるという意味を示した⁶⁶。以降の交渉において、援助目的をめぐる日韓の立場の違いは、「総合安全保障」という名目の下にいったん収まり、細部事項に関する駆け引きが続くことになる。

鈴木首相は、日米首脳会談や、オタワ・サミットなど国際舞台で確認されたように、軍事力の代わりに経済力でもって世界平和に貢献するという立場を貫こうとした。そのため、総合安全保障から軍事的な色彩を分離し、非軍事的な面を目立たせることにこだわり、安全保障と結合した経済協力という韓国の要請に対して頑な姿勢をとるしかなかった。しかし、当時の国際情勢から見て、米国を中心とする西側陣営の目的は、そもそもソ連の軍拡に警戒・対応することであり、日本は、経済協力を安全保障と連携せずに考えることはできないというジレンマに陥った。総合安全保障における経済協力の役割について日本政府の方針がはっきり整理されていない中、「日韓安保経協」が唐突に提案され、日本は、東アジアにおける韓国の安全保障上の価値を認めざるを得ない状況に追い込まれた。「日韓安保経協」の交渉で現れた日本の躊躇は、総合安全保障の中で経済協力と安全保障が連携していく過程の「成長痛」であったと言える。

2. 中曽根康弘首相の訪韓及び「日韓安保経協」の妥結

鈴木首相の経済協力と総合安全保障の連携発言以降、経済協力の規模と内訳、資金提供方式などをめぐる駆け引きが一年余り続いた。1982年6月には韓国側が、日本側が提示した援助総額40億ドルを受け入れ、交渉は妥結可能な水準に収束していった。こうして「安保経協」に関する骨格がほぼ合意されている状態で、1982年11月に中曽根政権への交代が行われた。その後、僅か2カ月で日韓両国は「安保経協」に関する妥結に至ることになる。

中曽根首相は、12月3日国会の所信表明演説において「わが国の平和と安全を確保するためには、総合的な安全保障の視点から、自由貿易の一層の発展、資源エネルギー及び食糧の安全

の確保、経済協力の拡充など、各種の施策を総合的に推進していくことが必要⁶⁷」と発言し、総合安全保障というキャッチフレーズを使用し続けることを明確にした。

中曽根は、総理大臣に就任する前から、国の安全保障について、外交や経済協力、世界の世論工作や資源政策その他の総合的な組み合わせで成り立つものであり、自衛隊を中心にするいわゆる防衛は、その一部分であるという考えを持っていた⁶⁸。すなわち、中曽根にとって総合安全保障とは、軍事的な側面における安全保障と、非軍事的な側面における安全保障の二つを包括する上位の概念であった。鈴木内閣下で、軍事的な側面の安全保障が切り離され、総合安全保障概念の包括性が棄損されたが、中曽根の総合安全保障に対する基本認識は、その包括性を認め、非軍事的・軍事的安全保障が総合安全保障のなかで補完し合う関係であることを認めるところにあった。

さらに、中曽根首相には、国内政治的に総合安全保障を利用する必要があった。中曽根首相は、就任直後の訪米期間中に「日本列島を不沈空母のようにし、ソ連のバックファイヤー爆撃機の侵入に対する巨大な城壁を築く」と発言したことで、国内世論から軍事力偏重という批判を浴びていた⁶⁹。そのため、自分のタカ派的なイメージを薄めるためにも、総合安全保障の考え方を強く打ち出す必要があったのである⁷⁰。

一方、中曽根首相が就任した時の日米関係を見ると、1981年5月の鈴木＝レーガン会談後に発表された共同声明の「同盟」表現をめぐる摩擦で、必ずしも良好な関係とは言えなかった。共同声明で日米関係を「同盟関係」としたのは、米国にとって、当然軍事的な意味合いを含むものであった。ヘイグ国務長官は、鈴木首相訪米時の成果について「今や日本は、自国を米国の完全な同盟国 (full-fledged senior ally) としてみている」、「我々の安全保障協力 (security cooperation) をさらに拡大する強固な基盤ができた⁷¹」と評価していた。しかし、鈴木首相は、会談直後の記者会見で「軍事同盟ということは全然、共同声明の中にも入っていない⁷²」と否定し、さらにこの問題をめぐって官邸と外務省との間に意見不一致があったことが明らかになり、事態は伊東外相が辞任することに迄及んだ。「同盟」表現をめぐる一連の事態、そして、同時期に、同盟国に対する武器技術供与を許容してほしいという米国の要求に消極的に対処したことも重なって、日本に対する米国の信頼は相当損なわれている状態であった。

そのため中曽根首相には、米国が様々なルートを活用して直接間接的に協力を要請してきた議題でもある韓国への経済支援問題を早期に取りまとめる必要があった。すなわち、中曽根首相にとって韓国との関係は、日米関係を修復するための前段のものを意味した。中曽根首相は、1982年11月の自民党総裁選挙のさなかに、対韓国関係の打開のために訪韓する意向を固め、瀬島龍三氏を密使として韓国に派遣し、首相の訪韓と経済協力問題の決着に向けた交渉を続けた⁷³。

その結果、1983年1月5日臨時閣議で中曽根首相の訪韓が正式に決定され、1983年1月11日、中曽根首相は戦後日本の現職総理大臣としては初めて、韓国を公式訪問した。中曽根首相の訪韓は、就任後の初の海外訪問先でもあり、中曽根外交の全般的な戦略を窺える象徴的な意味も含めていた。中曽根首相は、アジア・近隣諸国との関係を良好にして訪米することで、相乗効果も大きく、米国からも高く評価されることを狙っての決定であったと後に回顧している⁷⁴。

日韓首脳会談を通じて、両首脳は、「新しい次元になった日韓関係」のスタートを確認した。懸案の経済協力問題については、鈴木内閣時の最終案から円借款を3.5億ドル増やすという譲歩案で妥結し、7年間で平均金利6%前後、総額40億ドル、うち円借款18.5億ドル、輸出入銀行借款21.5億ドルで決着させることに合意した⁷⁵。

おわりに

これまで説明してきたように、「総合安全保障」という概念は、1970年代末に登場し、日本政府内で、安全保障、外交、経済政策などあらゆる領域において、考慮すべき一つの原則として定着していった。総合安全保障の基本的考え方自体は、戦後日本において目新しいものではなかったが、大平内閣において体系化され⁷⁶、日本の安全保障をめぐる様々な議論を取りまとめたということの意味がある。70年代末、ソ連の軍拡などにより、米国の明白な優越が終了し、日本に対しても自助の努力が求められる中で、如何にすれば平和国家かつ経済大国にふさわしい形で、西側陣営の一員としての役割を果たし、国際社会に貢献できるのかという日本の悩みが、総合安全保障として形作られたのである。

また、総合安全保障は、それまで狭義の安全保障、すなわち軍事的安全保障のみを国家の安全保障の範囲としてみていた従来の概念を再定義し、資源・エネルギー、食料の安定供給、災害対応など、安全保障の領域を広げた。なかでも、日本の経済協力の実施において総合安全保障が持つ意味は、狭義の経済的役割に限らず、情勢に応じて政治的利用ができるようにその役割を拡大し、特に、軍事的な面の安全保障を補完または代替するところまで出来るように解釈することで、経済協力と安全保障を結びつけたことであると言える。憲法上の制約のために直接的な軍拡には限界があった日本にとって、経済協力は、世界平和の安定と維持に寄与できる最適手段であった。そのため、総合安全保障には、「経済力の政治的利用」を肯定的にみる側面が含まれており、それでもって、理念や利益を共有する国々と連帯しながら、国際環境を好ましくすることを目指すものであった。

このような状況で提案された韓国からの「安保絡みの経済協力」要請は、総合安全保障が日本の新しい安全保障観として定着するための契機になったと言える。交渉が難航する中、鈴木

首相が、総合安全保障と「日韓安保経協」をリンクさせ、対韓経済協力問題を総合安全保障の枠組みの中に含めたことは、韓国の「安保絡みの経済協力」要請を満足させる結果をもたらした。それ以降、経済協力の目的をめぐる日韓の意見対立は解消されることになった。さらに、中曽根首相は、安全保障と経済協力を総合安全保障という枠組みの中で「補完」する関係として理解し、その包括性を認め、総合安全保障が持つ多義的な特徴を国内政治的にも利用しようとした。だからこそ、鈴木内閣下で「日韓安保経協」の骨格がほぼ作られていたとしても、中曽根内閣になってから「日韓安保経協」の最終的な政治決断が可能であったと言える。

本稿は、日韓の「経済協力から安全保障の意味を含めた協力へ」、日本での「安全保障から経済を含む総合安全保障へ」というそれぞれ異なる方向性が存在したことに注目し、これまで先行研究においてあまり議論されていなかった「日韓安保経協」と「総合安全保障」の関係を分析した。なお、同じ総合安全保障に関しても、どのようにして、大平内閣で構想され、鈴木内閣で政策化し、中曽根内閣で定着するに至るのかを明示的に実証したということに本研究の意義があると言えよう。「総合安全保障」という言葉自体は、今日においてはあまり使われなくなったが⁷⁷、その基本的な考え方が、新冷戦から脱冷戦という時代的な変化と共に、日本の次の安全保障観にどのように吸収されていったのかを分析し、日本の対朝鮮半島政策にどのように反映されたのかを今後の課題として研究したい。

¹ 「第95回国会衆議院会議録第5号」1981年10月1日、国会会議録検索システム、<http://kokkai.ndl.go.jp>

² 小倉和夫(2013)『秘録・日韓1兆円資金』講談社、pp.16-20

³ 李庭植は、鈴木首相の発言について「鈴木首相ははじめて安保問題を借款交渉と結びつける意欲を表明した」と指摘し、この発言を受けて、韓国政府の態度も日本側に歩み寄る方向に変化したと評価している。李庭植著／小此木政夫・古田博司訳(1989)『戦後日韓関係史』中央公論社、pp.169-170

⁴ 薦田は、鈴木首相の発言は、既存の日本の立場を大きく変化させるものではなかったものの、国内で大きく問題視されない範囲内で韓国側に送るメッセージであり、それは韓国側から歓迎されたと評価した。薦田真由美(2013)「韓日安保経協分析：歴史的展開と理論的含意」高麗大学大学院政治外交学科(博士学位論文)、pp.140-144

⁵ 代表的には、李庭植(1985)、小此木政夫(2001)、薦田真由美(2013)の研究が挙げられる。小此木は、日韓安保経協に対する中曽根首相の前向きな姿勢は、全斗煥大統領との深い信頼関係の構築に繋がり、指導者らの共通の戦略認識を土台に、日米韓が団結してソ連の脅威に対抗する環境が整えられたと評価した(小此木政夫(2001)「新冷戦下の日米韓体制——日韓経済協力交渉と三国戦略協調の形成——」小此木正夫・文正仁(編)『市場・国家・国際体制』慶應義塾大学出版会)。薦田は、「日韓安保経協」の成立要因として、日米韓の三角協力関係という枠組みの中の日韓の緩やかな安保レジームの形成、韓国のイニシアティブ、政

策決定者のリーダーシップなどによる結果であると評価した(藤田真由美(2013)前掲論文)。

⁶ デニス・T・ヤストモ(1989)、孫基燮(2009)の研究が挙げられる。ヤストモは、1980年代前後の日本の援助が戦略援助であったことを説明するため、その背後にある援助理念として「総合安全保障」を、その事例の一つとして対韓援助を取り上げた。総合安全保障政策の観点から見れば、中曽根内閣での対韓援助は、大平、鈴木内閣とも共存可能なものであると評価した(デニス・T・ヤストモ/渡辺昭夫監訳(1989)『戦略援助と日本外交』同文館)。ただし、本研究では、同じ総合安全保障でも、中曽根首相と鈴木首相の解釈には相違があると見ており、それが日韓交渉にどのように表れたのかということに注目した。

孫は、日本内部の援助政策決定過程に焦点を当て日韓安保経協を分析したが、それを説明するモデルとして、外圧(米国、韓国)と内圧(与野党、財界、世論)による内外圧調整政治決定モデルを取り上げている(孫基燮(2009)「韓日安保経協外交の政策決定」『国際政治』Vol. 49、韓国国際政治学会)。

⁷ 現代総合科学研究所(1979)『80年代日本の総合安全保障』教育社、pp. 44-46

⁸ 落合浩太郎(2001)「経済的安全保障——ゼロサム・ゲームの施行の限界と弊害」赤根谷達雄・落合浩太郎(編)『新しい安全保障論の視座』亜紀書房、pp. 183-184

⁹ 衛藤藩吉・山本吉宣(1991)『総合安保と未来の選択』講談社、pp. 69-70

¹⁰ 佐藤英夫(1993)「米国における経済安全保障論議」『新防衛論集』第2巻第1号1993年6月、pp. 19-20

¹¹ 中西寛(1997)「総合安全保障論の文脈——権力政治と相互依存の交錯——」『危機の日本外交——70年代』岩波書店、p. 107

¹² 山口航(2017)「総合安全保障の受容——安全保障概念の拡散と「総合安全保障会議」の設置構想——」『国際政治』第188号、日本国際政治学会、pp. 47-48

¹³ 内閣官房内閣審議室・内閣総理大臣補佐官室(編)(1980)「総合安全保障研究グループ報告書」『大平総理の政策研究会報告書——5 総合安全保障戦略』大蔵省印刷局、pp. 29-30

¹⁴ 『防衛白書』1979年版、防衛省、<http://www.clearing.mod.go.jp>

¹⁵ 内閣官房内閣審議室・内閣総理大臣補佐官室(編)(1980)前掲書、pp. 32-33

¹⁶ 『防衛白書』1980年版、防衛省、<http://www.clearing.mod.go.jp>

¹⁷ 大平正芳回想録刊行会(編)(1982)『大平正芳回想録——伝記編』大平正芳回想録刊行会、p. 489

¹⁸ 内閣官房内閣審議室・内閣総理大臣補佐官室(編)(1980)前掲書、pp. 1-3

¹⁹ 同上書、pp. 25-27

²⁰ 同上書、p. 40

²¹ 同上書、p. 49

²² 同上書、pp. 57-59

²³ 服部龍二(2018)『高坂正堯——戦後日本と現実主義』中公新書、p. 190

²⁴ 内閣官房内閣審議室・内閣総理大臣補佐官室(編)(1980)前掲書、pp. 51-53、p. 57

²⁵ 『外交青書』1980年版、外務省、<https://www.mofa.go.jp/>

²⁶ 「経済、資源含め対応 総合安保会議を検討、鈴木首相」『岩手日報』1980年7月22日付

²⁷ 「省内打合わせ会議(第1回)——総合安全保障研究グループ報告書における「国家総合安全保障会議」設立の提案について」1980年8月1日「総合安全保障関係閣僚会議1」2018-0001、外務省外交史料館

²⁸ 「研究グループ(報告書)・首相発言に関する報道等——「国家総合安全保障会議設立構想」に関する動向」1980年7月25日「総合安全保障関係閣僚会議1」2018-0001、外務省外交史料館

²⁹ 「新聞報道等——総合安全保障機構の設立について」「総合安全保障関係閣僚会議3」2018-0003、外務省外交史料館

³⁰ 「総合安全保障に関する関係省庁会議(制度に関する当省ペーパー提出)」「総合安全保障関係閣僚会議1」2018-0001、外務省外交史料館

³¹ 山口航(2017)前掲論文、pp. 54-55

- ³² 同上論文、p. 55
- ³³ デニス・T・ヤストモ／渡辺昭夫監訳（1989）前掲書、p. 89
- ³⁴ 高坂正堯（1982）「安全保障政策のあり方」猪木正道・高坂正堯（編）『日本の安全保障と防衛への緊急提言』講談社、pp. 227-228
- ³⁵ 「申副総理との懇談」須之部大使発電報第 511 号（1981 年 3 月 3 日）「日韓関係」2015-0014、外務省外交史料館
- ³⁶ 「南総理との会談」須之部大使発電報第 510 号（1981 年 3 月 3 日）「日韓関係」2015-0014、外務省外交史料館
- ³⁷ 盧信永（2000）『盧信永回顧録』高麗書籍、p. 254
- ³⁸ 小倉和夫（2013）前掲書、p. 17
- ³⁹ 「外務次官面談」駐日大使発電報 JAW-04615（1981 年 4 月 25 日）「韓・日外務長官会談 東京、1981.8.20-21. 全 6 巻. V. 1 事前交渉」2011-0011（登録番号 18031）、外交部外交史料館（韓国）
- ⁴⁰ 「南総理との会談」須之部大使発電報第 510 号（1981 年 3 月 3 日）「日韓関係」2015-0014、外務省外交史料館
- ⁴¹ 「韓・美頂上会談要録」「全斗煥大統領米国訪問 1981.1.28-2.7. 全 12 巻. V. 6 大統領面談録」2011-0014（登録番号 9479）、外交部外交史料館（韓国）
- ⁴² 「経済協力で応分の寄与」『朝日新聞』1981 年 4 月 23 日
- ⁴³ 「「専守」理解求める」『朝日新聞』1981 年 5 月 2 日
- ⁴⁴ 「防衛問題ソフトな発言 間接的に増強要請」『朝日新聞』1981 年 5 月 8 日
- ⁴⁵ 石田智範（2014）「日米関係における対韓国支援問題、一九七七-一九八一年」『国際政治』第 176 号「国際政治研究の先端 11」日本国際政治学会、p. 22
- ⁴⁶ 「アマコスト・インタビューの内容」『読売新聞』1981 年 9 月 4 日
- ⁴⁷ 薦田真由美（2013）前掲論文、p. 138
- ⁴⁸ 「日韓首脳会談、なるべく早く」『朝日新聞』1981 年 5 月 9 日
- ⁴⁹ Talking Points “U.S.-Japan Division of Labor in the Pacific, Indian Oceans’ Areas”, June 10, 1981, “DNSA collection: Japan and the U.S., 1977-1992”, Digital National Security Archive
- ⁵⁰ 「オタワ・サミット政治声明の内容」『朝日新聞』1981 年 7 月 21 日
- ⁵¹ 薦田真由美（2013）前掲論文、pp. 98-99
- ⁵² 小池修（2013）「「日韓安保経協」をめぐる日米韓関係——1977-1983——」東京大学大学院総合文化研究科（修士学位論文）p. 34
- ⁵³ 昭和五十六年五月二十九日受領答弁第三十二号「衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書」衆議院、<http://www.shugiin.go.jp/>
- ⁵⁴ 「安保と経済協力分離 韓国は同意せず」『朝日新聞』1981 年 8 月 21 日
- ⁵⁵ 「対韓協力額の調整へ」『朝日新聞』1981 年 8 月 22 日
- ⁵⁶ 「第 1 回全体会議での主な発言」『朝日新聞』1981 年 9 月 11 日
- ⁵⁷ 「韓国の防衛評価一致」『朝日新聞』1981 年 9 月 10 日
- ⁵⁸ 「日韓共同声明は見送り」『朝日新聞』1981 年 9 月 11 日
- ⁵⁹ 「日韓閣僚会議 新聞発表まとめて閉会」『朝日新聞』1981 年 9 月 12 日
- ⁶⁰ 「第 11 次韓・日定期閣僚会議新聞共同発表文」「韓・日本定期閣僚会議、第 11 次。ソウル、1981.9.10-11. 全 6 巻. V. 4 共同発表」2011-0012（登録番号 11658）、外交部外交史料館（韓国）
- ⁶¹ 「朝鮮半島の勢力均衡で韓国の努力評価」『朝日新聞』1981 年 9 月 4 日
- ⁶² 「第 95 回国会参議院外務委員会会議録第 2 号」1981 年 10 月 15 日、国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp>)

- ⁶³ 「第 95 回国会衆議院会議録第 5 号」1981 年 10 月 1 日、国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp>)
- ⁶⁴ 「大臣発言振り及び配布資料(最終版)」1981 年 10 月 16 日「総合安全保障関係閣僚会議(第 5 回)」2017-0003、外務省外交史料館
- ⁶⁵ 薦田真由美(2013) 前掲論文、p. 142
- ⁶⁶ 盧信永外相は 10 月 19 日の外務委員会において「日本がその総額を安保と関連付けしないということが確実である場合、これをどうするかについては、交渉を進めながら検討する」と発言した。同上論文、pp. 141-142
- ⁶⁷ 「第 97 回国会衆議院会議録第 3 号」1981 年 12 月 3 日、国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp>)
- ⁶⁸ 中曽根康弘(1978)『新しい保守の論理』講談社、p. 244
- ⁶⁹ 世界平和研究所(編)(1995)『中曽根内閣史 理念と政策』丸の内出版、p. 796
- ⁷⁰ 「総合安保閣僚会議を再開」『日本経済新聞』1983 年 4 月 24 日
- ⁷¹ Memorandum, “Wrap-Up of Suzuki Visit” May 12, 1981, “DNSA collection: Japan and the U.S., 1977-1992”, Digital National Security Archive
- ⁷² 「鈴木首相会見の要旨」『朝日新聞』1981 年 5 月 9 日
- ⁷³ 世界平和研究所(編)(1995) 前掲書、p. 795
- ⁷⁴ 中曽根康弘(2012)『中曽根康弘が語る戦後日本外交』新潮社、p. 309
- ⁷⁵ 「40 億ドル決着で合意 全大統領訪日招請を受諾」『朝日新聞』1983 年 1 月 12 日
- ⁷⁶ 服部龍二(2018) 前掲書、pp. 217-218
- ⁷⁷ 2004 年 9 月まで「総合安全保障関係閣僚会議」が設置されていたが、1990 年 9 月以降は開催されていない。千々と泰明「内閣安全保障機構の歴史的変遷から見た日本版 NSC の課題」『国防研究所ニュース』2012 年 11 月号、国防研究所、p. 2

Japan's Comprehensive Security policy and “Japan-Korea Security-economic Cooperation”: The Linkage between Security and Economic Cooperation

YUN Leena

This study analyzes the decision of Japanese government to settle its economic cooperation matter with South Korea in 1983. The Japanese government proceeded with discussion despite South Korea's request to link to security. On the other hand, it is noteworthy that considerations over on “Comprehensive security” were taking place within the Japanese government at the same time.

The research focuses on the following two facts. First, the Korean government attempted to expand the scope of Japan-Korea cooperation from economic areas to security areas as well. Second, the Japanese government sought to expand the concept of security which had been limited to the military areas to economic areas. Consequently, it is possible to hypothesize that these two aspects may have affected the “Japan-Korea security-economic cooperation” negotiation.

By simultaneously examining the policymaking process of “Comprehensive security” and the negotiation process between Japan and Korea, this study clarifies the relationship between security and economic cooperation and analyzes how it affected the Japan-Korea negotiations.

The negotiation did not go smoothly at first. The Korean side persisted to “linkage between security and economic cooperation” and the Japanese side persisted to the “separation between security and economic cooperation”. It can be said that the dilemma of the Japanese government through this negotiation was whether both the security in a narrow sense and in a broad sense can coexist within the big framework of “Comprehensive security”.